

令和7年度 第7回江津市農業委員会総会

日時：令和7年10月20日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案 第5号 非農地証明について
- 第5 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳  
5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子  
9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（9名）

壱岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、  
野田英夫、井上清澄、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和7年度、第7回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくをお願いします。

会 長 おはようございます。朝晩、急激に寒くなり、みなさんも体調管理が大変だと思いますので、気を付けてください。また、農地利用状況調査および荒廃農地の発生解消状況調査についてのパトロール実施、大変おつかれさまでした、話は変わりますが、先日の16日に、くにびきメッセで市町村農業委員・農地利用最適化委員研修会大会があり、7名の委員と事務局2名の9名で参加しました。実施時期が昨年より1月遅く、時期的に秋祭りの準備期間に重なったた

めに参加した委員は 22 人中 7 名で参加率が非常に低い状況でした。研修の内容は、地域計画の実現・ブラッシュアップと農業委員会の役割、併せて地域計画の実現に向けた農業委員会と中間管理機構との連携について講演がありました。策定された地域計画の 9 割は、計画による将来の農地利用が明確化されており、地域計画の実行は、さらにブラッシュアップを行って完成度を高めることが肝要というお話でした。また、来月の 11 日は午後から農業委員の女性登用推進及び委員会の法令遵守の徹底について、市役所 2 階多目的ホールにおいて、農業会議から講師を招いての実施を予定しています。とりわけ、女性委員登用促進については、去る 10 月 2 日に農業会議の三島会長と女性委員会の佐々木会長が来庁し、来年の委員改選を考慮し中村市長に要請行動を行いました。女性委員登用や法令遵守については重要な事案であるため、できるだけ多くの皆様にご出席をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまから、令和 7 年度、第 7 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、崎谷推進委員と湯浅推進委員から欠席の連絡がありました。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解をいただきましたので、7 番 大村委員、8 番 和田委員 を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

### 農地法 第 3 条

#### 《 波積町本郷 》

会 長 次に、日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」です。1 番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番●、登記地目は畑、現況は山林、面積

は●●●㎡、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡、波積町本郷●●●番●、地目は畑、面積は●●●●㎡、波積町本郷●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、波積町本郷●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、住所は、●●市●●町●●●●●番地●です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。状況としましては、譲渡人の経営継続に不安が生じたため、営農を継承するという無償譲渡の申請で、夫婦間での所有権移転を行うとのことでした。以上です。

会 長 続いて、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 位置図 1 頁です。これらの農地は、申請者の自宅を中心に点在しています。主に、田が 2 筆です。前もって本人から申請に関して相談がありました。本人は、波積町内の他区画の田も借りて頑張って耕作していたのですが、退職して、今後の農地の扱いについて、子供さんと奥さんの 3 人で相談した結果、今回の申請になったと聞いております。特段の支障は無く、本人も健在ですから、所有権移転に問題はないと思われます。よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 1 について」は可決されました。

《 二宮町神村 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2 番です。農地の所在は、二宮町神村●●●●番●●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、●●市●●●●●丁目●番●号です。譲受人は●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。状況としましては、譲渡人が遠方に居住しているため耕作できないということに併せ、



会 長 壱岐推進委員、補足説明がありますか。お願いします。

壱岐推進委員 譲渡人の●●さん宅では、農地のことは壱岐氏に相談となっているようで、私に農地の相談に来られました。先ほど説明がありましたように、この農地は以前から苔を栽培しており、あらためて所有権移転の話が出たため、今回の申請となっています。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3」については、可決されました。

#### 農地法第5条第1項

会 長 次に、日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規程による許可申請の1、2、3、4について」を一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号「農地法第5条第1項の規程による許可申請の1、2、3、4について」ですが、申請書類の追加資料の準備が遅れているので、来月の総会で諮ることにしてほしい旨の連絡があったため、本日の議案提起は取り止めますので、ご了承ください。よろしく申し上げます。

#### 非農地証明

《 波積町北 》

会 長 次に日程第4、議案第3号「非農地証明の1、2、3、4について」を一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員ならびに壱岐推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。





その他

会 長 次に、日程第 5、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 特にございません。

会 長 その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

階本推進委員 確認です。最初にあった議案ですが、波積町本郷の3条許可申請で、●●●さんから●●●●●さんに変更があったという件です。山林であっても畑で登記するのですか。畑のあるいは田の形を成していなくても、登記簿上で変更されるということですか。

事務局 農地法上で、登記簿での地目が農地であれば、所有権移転の場合に農地法3条の申請および許可が必要ですので今回の申請になっています。今回は登記地目が畑で、現況が山林となっています。

階本推進委員 こういう場合は、地目は登記簿で処理される、そのまま登記簿上のものに移行されるという解釈すればよろしいのでしょうか。

事務局 そうです。

吉岐推進委員 わかりました。

会 長 他にございませんか。

[ 「なし」 ]

会 長 それでは、以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和7年度、第7回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、11月20日木曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

[ 閉会 午前9時57分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員